

Shell Gadinia S3

シェル ガデニヤ S3

- 船用ディーゼルエンジン油 -

シェル ガデニヤ S3 は、高出力の船用ディーゼルエンジン用として開発されたヘビーデューティータイプの高級エンジン油です。

シェル ガデニヤ S3 は、溶剤精製された高粘度指数の基油に、各種の添加剤を配合しており、高度の清浄分散性、酸化防止性、摩耗防止性、腐食防止性及び防錆性をそなえています。特に、近年開発されている高い平均有効圧のエンジンにおいて要求される高温性能に優れており、また、燃焼過程で生成する酸によるシリンダの腐食摩耗を防止します。

シェル ガデニヤ S3 の特徴

1. エンジン各部を清浄に保ちます

シェル ガデニヤ S3 には、非常に強力な清浄分散剤が添加されており、高温におけるラッカー質の生成を防ぎ、油中に混入したカーボン及びその他、油に不溶性の燃焼生成物を微粒子状に強力に分散浮遊させて、スラッジを作りません。したがってエンジン各部を長期にわたって清浄に保ち、正確に作動できるようにします。

2. ピストン焼付きや、ピストンリング膠着を防止します

シェル ガデニヤ S3 は、高温性能が非常に優れていますので、高温における油の熱分解や酸化によるラッカーの生成を防ぎ、ピストンやピストンリング溝を常に清浄に保って、それらの円滑な作動を維持します。

3. エンジン各部の摩耗を防止します

シェル ガデニヤ S3 に配合されている高アルカリ性の添加剤が燃料中のイオウ分の燃焼によって生じる腐食性の酸を中和し、エンジンの腐食摩耗を最小限に抑えます。

また、シェル ガデニヤ S3 には、摩耗防止剤が配合されていますので、高荷重の過酷な使用条件でも強力な潤滑を行い、金属接触による摩耗を防止します。

4. オイルを長時間使用できます

シェル ガデニヤ S3 は、溶剤精製された化学的安定性の高い基油に、さらに強力な酸化防止剤を加えていますので、高温運転条件下でも酸化されにくく、油の劣化が少なく、したがってオイルを長期にわたって使用できます。

5. 維持費が節約できます

シェル ガデニヤ S3 は、エンジンを清浄に保ち、摩耗を減少させ、しかも寿命が長いので整備費が減少し、全体の維持費を低減します。

シェル ガデニヤ S3 代表性状								
項目 粘度 グレード	密度 (15) g/cm ³	引火点 (開放式)	流動点	色	動粘度 mm ² /s		粘度 指数	塩基価 mgKOH/g 過塩素酸法
					@40	@100		
30	0.889	270	- 25.0	L2.5	100.3	12.0	110	12
40	0.891	270	- 22.5	L3.0	124.2	13.7	107	12

* 代表性状値は、商品の改定により、予告せずに変更される場合があります。(2017-05)

** ガデニヤ S3 30, 40 は両油とも可燃性液体類です。

シェル ガデニヤ S3 の販売荷姿 : 200Lドラム 20L ペール缶

使用上の留意点

- ・ご使用にあたっては、事前に安全データシート(SDS)をご覧ください。
- ・製品の海外輸出に際しては、輸出貿易管理令の該非判定だけでなく、その他の要件によって日本政府当局への許可申請が必要になる場合があります。また、仕向国の法規等により輸入制限を受ける場合もありますので、製品を自ら輸出されているお客様は、この点をご理解の上ご自身の責任で必要な措置を講じるようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、ルブカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。



取扱上の注意 下記の注意事項に従ってお取扱ください。

取り扱い上の注意	
【安全対策】	<ul style="list-style-type: none"> ・使用前にカタログ、SDSを入手し、全ての安全情報を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・取り扱う際は保護具を使用すること。
【応急措置】	<ul style="list-style-type: none"> ・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。 ・無理に吐かせないこと。 ・飲み込むと下痢・嘔吐を起こすことがあります。 ・目に入ると炎症を起こすことがあります。目に入った場合は、清浄な水で最低 15 分間洗浄し、医師の手当てを受けること。 ・皮膚に触れると炎症を起こすことがあります。皮膚に付着した場合は、水と石鹸で十分に洗うこと。
【保管】	<ul style="list-style-type: none"> ・直射日光を避け、換気の良い場所に保管すること。 ・ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管すること。
【廃棄】	<ul style="list-style-type: none"> ・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。具体的には、都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 ・不明な場合は購入先に相談の上処理すること。

Ver.1. 2017.11.1